

【改正の概要】

◆ 非指名措置の運用の廃止に係る改正

非指名措置の運用廃止に伴い、入札参加資格等を改正し、非指名措置非該当要件を削除する。

◆ 押印の省略に係る改正

- ・ 一般競争入札（条件付）参加資格確認申請書（様式第1号）の「㊟」を削除
- ・ 入札辞退届（任意様式）への押印を省略可能とする。（ただし、押印を省略する場合は、余白に本件責任者及び担当者の氏名・連絡先を記載するものとする。）

◆ 低入札価格調査における失格数値基準の見直しに伴う改正

失格数値基準の引き上げに伴い、入札説明書の記載を修正する。

その他、文言の整備を行うもの。

【改正日】

令和4年7月1日（同日以後に入札公告を行う案件から適用）